



障害児通所支援について (児童発達支援及び保育所等訪問支援)

千葉市障害福祉サービス課

令和7年9月2日
民間保育園等連絡会議

目次



1. 障害児通所支援事業について
- 2-1. 児童発達支援とは
- 2-2. 利用までの流れ
- 2-3. 児童発達支援事業所と保育所等との連携について
- 3-1. 保育所等訪問支援とは
- 3-2. 利用までの流れ
- 3-3. 保育所等訪問支援 令和6年度報酬改定の概要
- 3-4. 訪問先施設へのお願い

1. 障害児通所支援事業について



障害児通所支援とは、心身に障がいや発達の遅れを持つ児童に対して、通所または訪問により療育等の支援を行う児童福祉法に基づく制度です。

障害児通所支援には目的や対象によって、下記4つの種類に分かれています。

種類	対象児童	概要
児童発達支援	未就学児	主に日常生活における基本的な動作及び知能技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児	授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を行います。
保育所等訪問支援	未就学児～高校生	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援や先生へのアドバイス、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	未就学児～高校生	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

2-1. 児童発達支援とは



障害児支援の体系③～児童発達支援～

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○ 事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

○ 身近な地域における通所支援

- ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

○ 左の機能に加え、地域支援を実施

○ 主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

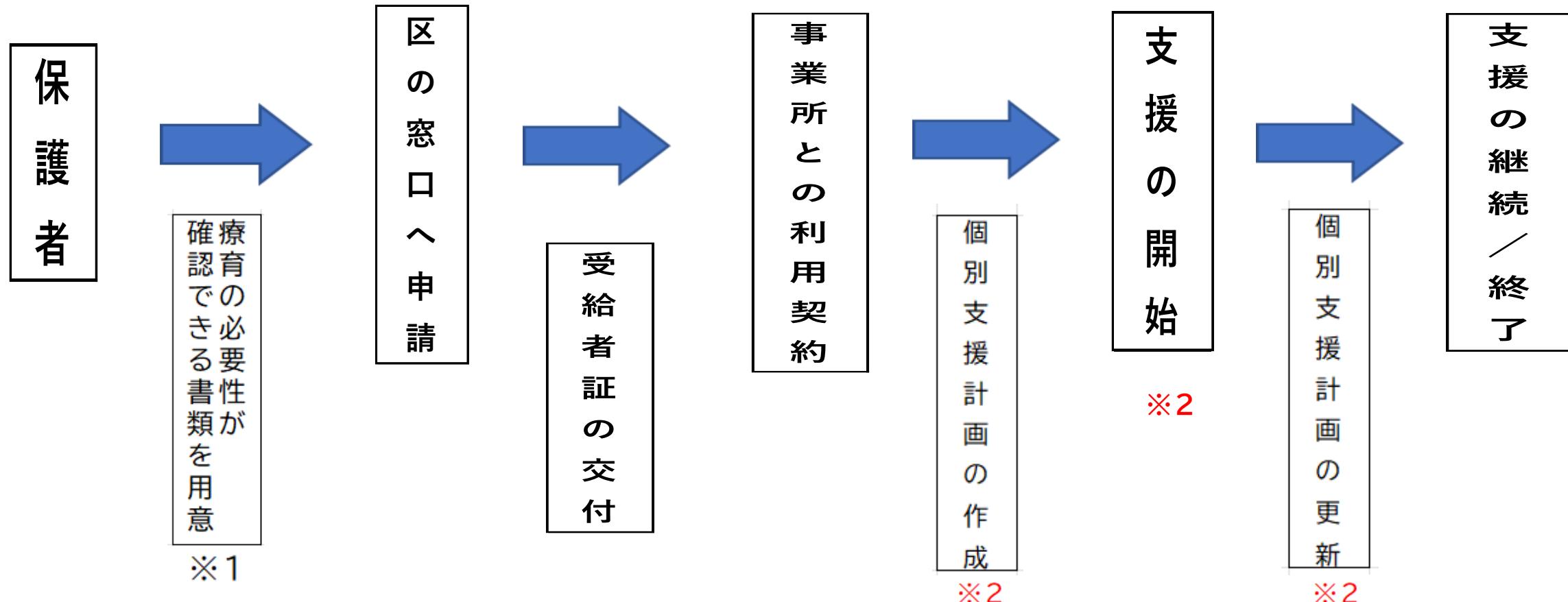
○ 主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士
又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

出典元



2-2. 利用までの流れ



※1 A身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
B特別児童扶養手当等を受給していることを証明する受給者証
C医療機関や療育相談所などで療育の必要性が認められた書面

※2 支援にあたり、事業所から保育園側に個別支援計画をはじめとした支援内容の共有をすることが望ましい。

2 – 3. 児童発達支援事業所と保育所等との連携について



事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を令和6年度より運営基準において求めている。

(参考)

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるよう^にすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第26条の3・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定保育所等訪問事業についても準用。

2 – 3. 児童発達支援事業所と保育所等との連携について



「児童発達支援ガイドライン」（こども家庭庁 令和6年7月改定）

障害児支援の基本理念の一つとして、

「事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供（※1）」

が掲げられ、児童発達支援事業所と保育所との連携が求められている。

（※1）

子どもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。

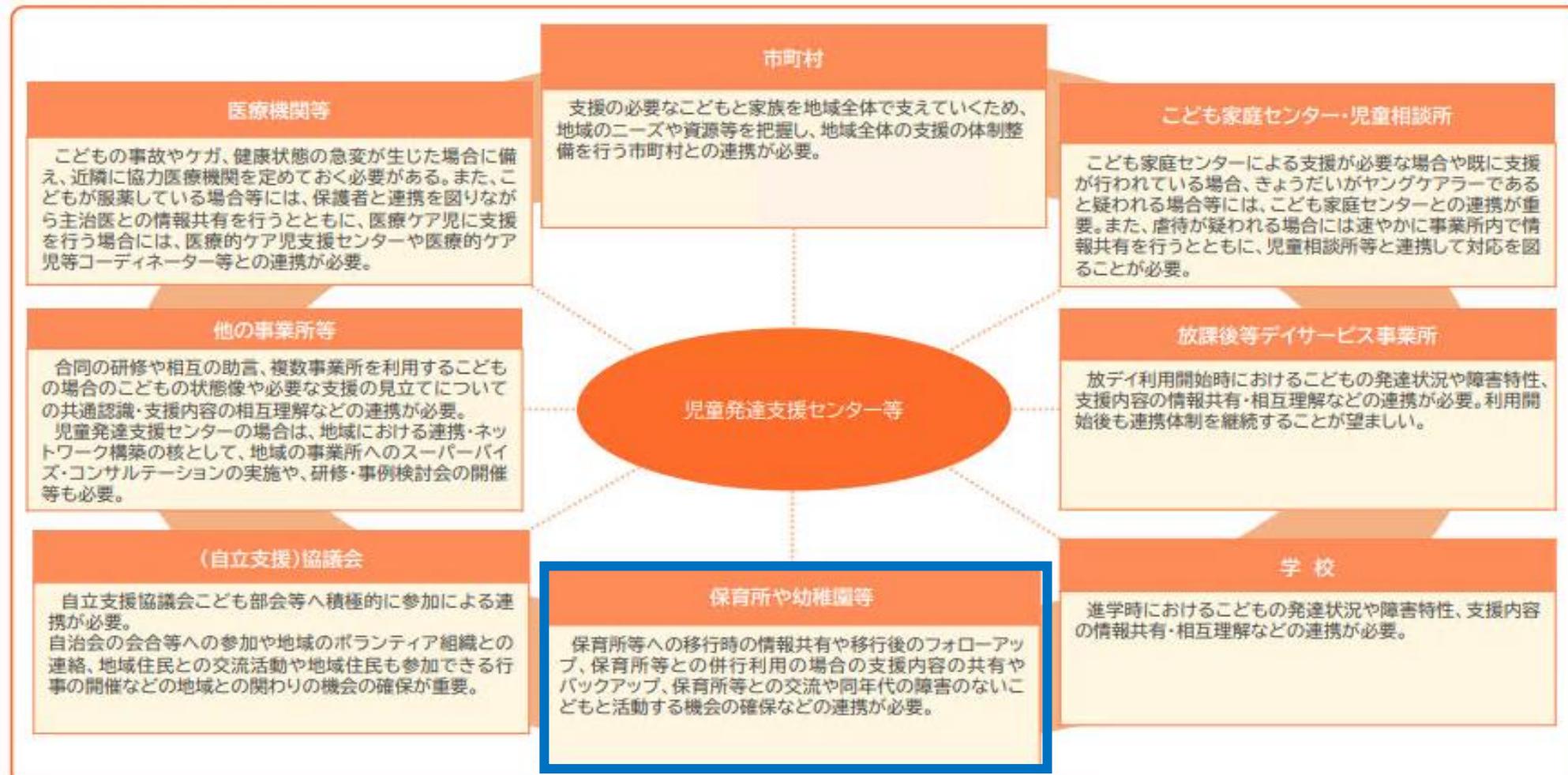
子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

2 – 3. 児童発達支援事業所と保育所等との連携について



第5章 関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要な子どもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、子どもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用する子どもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。



2 – 3. 児童発達支援事業所と保育所等との連携について



「児童発達支援ガイドライン」（こども家庭庁 令和6年7月改定）

こどもが事業所等と地域の保育所等の併行利用をしている場合は、当該**保育所等**と**支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該保育所等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。**（ガイドラインP38抜粋）

ガイドライン→





【保育所へのお願い】

- ①事業所から児童に関する日々の情報提供があった場合の対応
- ②事業所が作成した個別支援計画の共有があった場合の対応

3-1. 保育所等訪問支援とは



○ 事業の概要

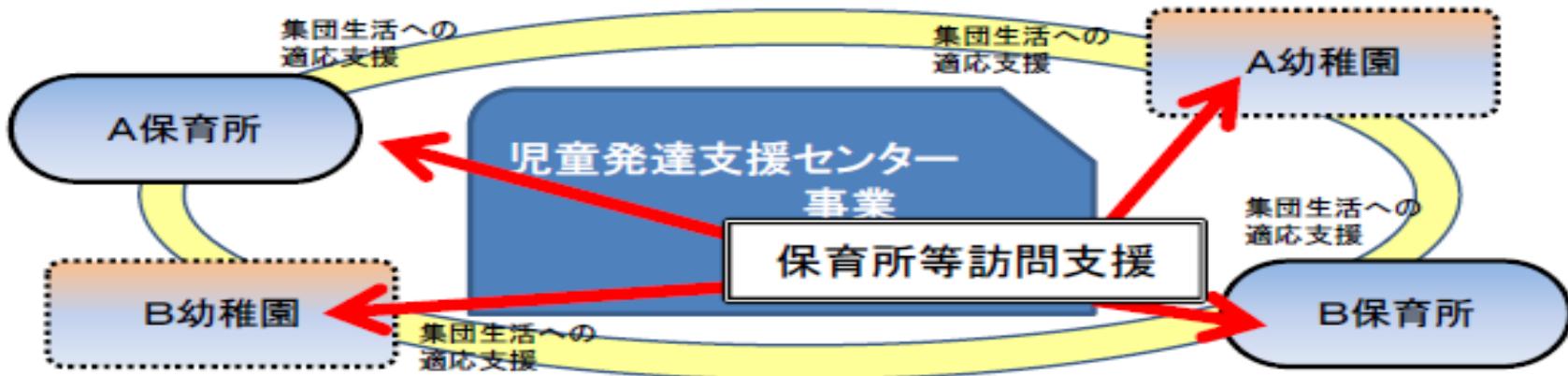
保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

法 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため
障害受容が必要

申請者は保護者です。
保育所や施設からの申請は
出来ません。



○ 訪問先の範囲

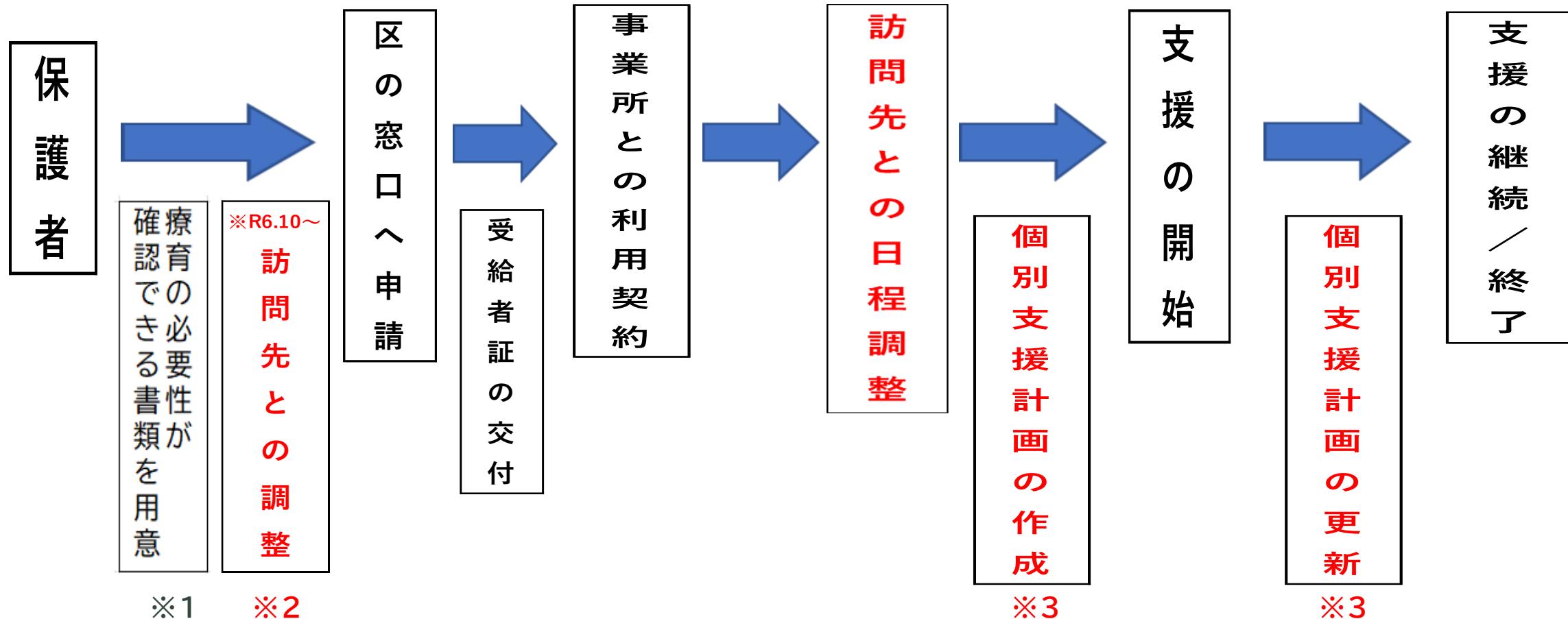
法 保育所、幼稚園、認定こども園、
小学校、特別支援学校、その他
児童が集団生活を営む施設とし
て、地方自治体が認めたもの

法 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

[①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)]

- 支援は2週に1回程度を想定。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- 訪問担当者は、市が指定(登録)した事業所の職員であり、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

3-2. 利用までの流れ



※1 A身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
B特別児童扶養手当等を受給していることを証明する受給者証
C医療機関や療育相談所などで療育の必要性が認められた書面

※2 保護者や事業所からの申出により、受け入れ可能な日数等の協議を行っていただきます。（「保育所等訪問支援利用同意書」を作成）

※3 事業所が作成した個別支援計画の原案を訪問先施設にも確認していただき、必要に応じて計画の修正等を行います。



【保育所等訪問支援の主な見直し内容】

- ・ 利用開始にあたり、事業所は訪問先施設への訪問等により専門的な視点からのアセスメントを実施すること。
- ・ 利用児童ごとの「個別支援計画」について、訪問事業所だけで作成するのではなく、訪問先施設と連携して作成すること。
- ・ 1回あたりの訪問支援の提供時間（「個別支援計画」に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を「個別支援計画」に定めることとし、その時間は30分以上とすること。
- ・ 年1回の訪問先評価（アンケート）を実施すること。

3－4. 訪問先施設へのお願い



1 利用前の事前調整（令和6年10月より）

- ・ 保護者が区の窓口へ利用申し込みをする前に、事業所と訪問先とで、1月あたりの利用日数(受入可能日数)について協議を行ってください。
- ・ 協議の結果、事業所が作成する「保育所等訪問支援利用同意書」(資料4)に署名（施設長名）をお願いします。
- ・ 「保育所等訪問支援利用同意書」に記載された訪問日数について、保護者から各区への申請に基づき支給決定がなされ、利用開始となります。

※区が発行する受給者証には、1月あたりの訪問上限日数が印字され、その日数まで利用可能となります。

※国が定める標準訪問日数は、2日／月です。

3-4. 訪問先施設へのお願い



保育所等訪問支援利用同意書

(利用児童1名につき1枚作成)

- 訪問事業所が保育所等施設を訪問すること
及び1月あたりの訪問日数について、
訪問事業所と協議を行い、署名（施設長名）
をお願いします。
- 同意書を作成するタイミングは、
①児童が新たに保育所訪問の利用を開始するとき
②利用開始後、1月あたりの訪問日数を変更するとき

【千葉市】保育所等訪問支援利用同意書

保育所等訪問支援事業を実施するにあたり、相互下記の事項について同意します。

- 下記利用者に対して障害児支援に関する専門的な知識・技術を有する支援員が施設を訪問し、本人への直接支援並びに担当の先生方へ児童に対する関わり方や配慮等をお伝えするための保育所等訪問支援事業を提供するにあたり、訪問支援事業所が保育所等の施設を訪問することに同意します。
- 業務上知り得た個人情報について守秘義務を負うことに同意します。
- その他の児童等に対して行う教育又は保育等に支障をきたさないよう相互に協力します。
- 下記利用者に対する保育所等訪問支援事業が、1月あたり____日を上限として提供されることに同意します。

※本書は、新規で利用を開始する場合の他、利用開始後に1月あたりの訪問上限日数を変更する場合に作成が必要となります。

※本書を作成し、写しを各区高齢障害支援課への支給申請の際に提出します。

※保育所等訪問支援事業所にて原本を、保育所等施設にて写しを保管します。

令和 年 月 日
利用者 住 所

児童氏名

保護者氏名

印

保育所等施設
所 在 地

施設名

園長名

印

保育所等訪問支援事業所
所 在 地

児童発達支援管理責任者

印 15

3-4. 訪問先施設へのお願い



2 訪問先と連携した「個別支援計画」の作成

- ・令和6年4月より、保育所等訪問支援の「個別支援計画」(資料2)は、保育所等訪問支援事業所だけで作成するのではなく、訪問先施設と連携して作成することが義務付けられました。
- ・事業所が作成した個別支援計画の原案を訪問先施設にも確認していただき、必要に応じて計画の修正等を行います。

※個別支援計画は少なくとも6月に1回以上見直しが行われます。

3-4. 訪問先施設へのお願い



3 各種調整の際の窓口について

- ・利用前の事前調整や個別支援計画の協議など、事業所から訪問先へ連絡する際の窓口は施設長とさせていただきます。
- ・施設長以外の職員を窓口とする場合は、事業所から連絡があった際に、その旨をお伝えください。

3－4. 訪問先施設へのお願い



4 訪問先評価の実施

- ・令和6年4月より、保育所等訪問支援事業所は、訪問先施設による評価（資料5）を受けて、その改善を図ることが義務付けられました。
- ・毎年1回、保育所等訪問支援事業所より評価依頼がありますので、訪問支援を受けた率直な評価を記入いただくようお願いします。

※訪問先評価の結果は、事業所のホームページ等で公開されます。

本資料に関する問い合わせ先



千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課 指導班 荒井・山口

電 話：043-245-5227

メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp